

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年4月21日)

【件名】

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

(健康政策課) · · · 1

福 祉 保 健 部

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年4月21日
健康政策課

1 本県における感染者の確認状況（4月19日現在：3例確認）

(1) 1例目

○年代・性別等 60歳代男性（鳥取市在住）

○経過

・4月 7日 夕方から発熱(37.0℃)、腰回りのだるさと股関節痛、呼吸時の胸痛を訴える。

・4月 9日 夜38.5℃の発熱

・4月10日 朝、37.8℃の発熱、腰回りのだるさなど継続

発熱・帰国者・接触者相談センターに電話相談し、同センターの指示に従い、帰国者・接触者外来を受診。同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院

○濃厚接触者等 17名

※4月11日にPCR検査を実施し、全員陰性を確認。感染者との最終接触日から14日間、健康観察を鳥取市保健所が実施中（現在、体調の変化なし）

○その他

・感染者が発症する前14日に接触した者（上記濃厚接触者を除く）のうち74名に実施したPCR検査結果は全員陰性（ひとまず調査は終了）。

(2) 2例目

○年代・性別等 50歳代男性（米子市在住）

○経過

・4月 5日 松江市で確認された感染者と接触

・4月17日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談

・4月18日 検体採取（ドライブスルー方式）し、同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院

○濃厚接触者等 4月19日、接触した者28名をPCR検査（引き続き調査中）

(3) 3例目

○年代・性別等 20歳代男性

○経過

・3月29日 京都府へ訪問（自家用車で移動）

・4月1日、6日 鳥取市内で取材口ヶ

・4月13日頃 咽頭痛

・4月14日 発熱(38.7℃)、咳 → 市販薬服用

（4月15～17日）仕事を休み自宅で過ごす

・4月15日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
→ 一般診療所受診を勧められる

・4月16日 診療所受診、カロナール等処方

・4月17日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
→ 一般診療所受診を勧められる

・4月18日 帰国者・接触者外来受診 → 検体採取

○濃厚接触者等 4月19日、接触した者91名をPCR検査（引き続き調査中）

2 相談及びPCR検査の実施状況（4月19日現在）

(1) 発熱・帰国者・接触者相談センター（県内3カ所）における相談件数

累計 6,746件（東部3,099件、中部888件、西部2,759件）

(2) PCR検査件数

累計 711件（陽性3件、陰性708件）

3 医療体制の整備状況

(1) 帰国・接触者外来の整備状況（4月19日現在）

18カ所（うち、運用中17カ所）

(2) 入院病床の確保状況（4月19日現在）

・293床（うち重症者用48床）

※4月19日現在の使用病床数：3床

(3) PCR検査の整備状況

・県内における一日当たりの最大可能検査件数 136検体

（衛生環境研究所120検体、鳥取大学医学部附属病院16検体）

※4月21日に倉吉家畜保健衛生所から1台移設し、機器調整後、一日当たり最大196検体の検査体制とする計画

4 緊急事態措置への対応

○4月17日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象として出された緊急事態宣言について、4月16日に、全都道府県に拡大したところ。

※特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく都道府県（特定警戒都道府県）として、4月17日に変更された政府基本的対処方針で次の都道府県を設定

東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県（13都道府県）

○政府のこの対応に係る本県の主な取組

(1) 外出自粛（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項）

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅・居所から外出しないことを要請する

(2) 県立学校における臨時休校の対応

4月27日（月）から5月6日（水）まで臨時休校

《県民へのメッセージ》

○全国に「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、観光はもとより、仕事や帰省などであっても、特に必要な場合を除いて都道府県をまたいだ移動を見合わせるよう、強くお願いします。

○ゴールデンウィーク中のお願い事項

- ・不要不急の外出をせず、家で過ごしましょう。
- ・事業主の皆さんには、従業員が休みやすい環境を整えてください。
- ・家族・親戚が帰省しないように呼びかけてください。
- ・単身赴任中の方も含め、家族・親戚・知人などに会うために旅行や観光を目的として、都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。

○平常時に比べ、人ととの接触機会の「極力8割」の削減を目指すために、接客を伴う夜の街を避けるなど、不要不急の外出をしないようお願いします。

（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要なもの等を除く。）